

## そうだんまどぐち 2. 相談窓口

2

相談  
窓口



障がいのある方や、その家族のさまざまな問題や公的サービスの利用にかかわる相談、情報提供などを行っています。



## 2. 相談窓口

# 2. 相談窓口

2

相談窓口

ご相談については、私たちがご案内します。

			
健康福祉課	住民課	総務課	身体障害者更生相談所
			
こども家庭センター	精神保健福祉センター	障害者相談員	民生委員・児童委員
			
お陽さま相談員	保健所	ハローワーク	公共交通機関
			
税務課	社会福祉協議会	特別支援学校・学級	消防署



## 2-1

けんこうふくしかほんちょうじゅうみんか  
健康福祉課/本庁住民課/  
かくししょじゅうみんせいかつか  
各支所住民生活課



障がい福祉サービスなどの  
各種申請や、障がい福祉に  
関する相談窓口です。

2

相談窓口

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
健康福祉課社会福祉係	〒731-3622 安芸太田町大字下殿河内 236 番地	0826-25-0250 (FAX 0826-22-0686)
本庁/住民課	〒731-3810 安芸太田町大字戸河内 784 番地 1	0826-28-2116 (FAX 0826-28-1622)
加計支所/住民生活課	〒731-3501 安芸太田町大字加計 3505 番地 4	0826-22-1111 (FAX 0826-22-0622)
安野出張所	〒731-3411 安芸太田町大字穴 886 番地 1	0826-23-0301 (FAX 0826-23-1082)
筒賀支所/住民生活課	〒731-3702 安芸太田町大字中筒賀 1693 番地 1	0826-32-2121 (FAX 0826-32-2037)

## 2-2

けんこうふくしか  
健康福祉課



日ごろの悩みや不安、障がい  
福祉に関する相談など、保健  
師による相談窓口です。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
健康福祉課健康増進係	〒731-3622 安芸太田町大字下殿河内 236 番地	0826-25-0250 (FAX 0826-22-0686)

## 2-3

しんたいしょうがいしゃこうせいそうだんじょ  
身体障害者更生相談所



身体に障がいのある方に、専門的な立  
場から相談・指導など総合的な判定を  
行う機関です。県内各所にて視覚・聴覚  
障がい・肢体不自由などに関する定期  
相談会も行っています。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
県立身体障害者更生相談所	〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3	082-425-1455 (FAX 082-425-1634)



## 2. 相談窓口

2

相談窓口

### 2-4

かてい  
こども家庭センター



子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関です。子どもに関する相談や、知的障がいのある方に専門的な立場から相談・指導・判定などを行っています。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
西部こども家庭センター (安芸太田町所管)	〒734-0003 広島市南区宇品東4丁目 1-26	082-254-0381 (FAX 082-256-5520)
東部こども家庭センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	084-951-2340 (FAX 084-951-2379)
北部こども家庭センター	〒728-0013 三次市十日市東4丁目 6-1	0824-63-5181 (FAX 0824-63-9743)

### 2-5

せいしんほけんふくし  
精神保健福祉センター



こころの健康の保持増進や精神障がいの予防、社会復帰への支援活動などを行う総合的な技術センターです。専門的な立場から相談・指導・判定を行っています。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
広島県立総合精神保健福祉センター (パレアモア広島)	〒731-4311 安芸郡坂町北新地2丁目 3-77	082-884-1051 (FAX 082-885-3447)
広島市精神保健福祉センター	〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27	082-245-7731 (FAX 082-245-9674)

### 2-6

しんたいしょうがいしゃそうだんいん  
身体障害者相談員

ちてきしょうがいしゃそうだんいん  
知的障害者相談員



町より委託された相談員が、地域において障がいのある方や家族からの相談に応じます。相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。  
任期は令和2年4月から令和4年3月末までとなっています。

名 前	相談員職名	担当地区	電話番号
かわもと ともしげ 川本 友重	身体障害者相談員	戸河内地区	0826-28-2047
いちだ よしとみ 市田 義臣	身体障害者相談員	筒賀地区	0826-32-2634
くりす やすふみ 栗栖 康文	身体障害者相談員	加計地区	0826-22-2882
すすき こうじ 鈴木 公二	知的障害者相談員	町内全域	0826-22-1383



2-7

みんせいいいん じどういいん  
民生委員・児童委員



生活に困っている方や、悩みなどをお持ちの方の相談・助言を行っています。お住まいの地域の民生委員・児童委員については、本庁住民課(0826-28-2116)または各支所/住民生活課にお問い合わせください。

2

相談窓口

2-8

ひ お陽さま相談  
そう だん



主に言葉の遅れや多動などの子育てに悩みを持っておられる家族などを対象に、隔月、相談支援専門員による相談を行っています。相談は予約制ですので、詳しくは、健康福祉課(0826-25-0250)にお問い合わせください。

2-9

く 暮らしの総合相談  
そうごうそうだん



社会福祉協議会が実施する、暮らしに関する悩みや心配ごとの無料相談窓口に、障がい福祉に関する相談日を設け、障がい者相談員や、保健師による相談を実施しています。詳しくは、社会福祉協議会にお問い合わせください。  
(社会福祉協議会 電話 0826-32-2226)



## 2. 相談窓口

### 2-10

しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
障害者差別解消法



平成28年4月より施行されたこの法律は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

2

相談窓口

#### ◆「不当な差別的取扱い」ってなに？

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスなどの提供の拒否・制限をすることです。

※ 正当な理由がある場合とは、その取扱いが客観的に見て正当に行われたもので、やむを得ないと言える場合であり、個別の事案ごとに判断されます。

##### 【不当な差別的取扱いと考えられる例】

- 窓口対応を拒否する、順番を遅くする
- 学校の受験や、入学を拒否する
- 本人を無視して、介助者の人だけに話しかける

#### ◆「合理的配慮」ってどういうこと？

障がいのある方から何らかの配慮を求める意志の表明があった場合に、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くことです。

※ 過重な負担かどうかは、目的を損なわないか、実現可能か、費用負担の程度などを考慮して、個別の事案ごとに判断されます。

##### 【合理的配慮の例】

- 順番を待つことが苦手な障がいのある人に対し、周囲の理解を得た上で、順番を変更する
- 意思疎通のために、絵や写真カード、タブレットなどを活用する
- 車いすの利用者が利用しやすいようにカウンターの高さに配慮する

社会的障壁とは・・・日常生活や社会生活を送るうえで、障がいのある人の障壁となるようなこと。

(例：街中に段差があると車いすが進めない、漢字ばかりの書類だと理解しづらい。など)

#### ◆行政機関と事業者における差別を解消するための措置

区 分	行政機関（役所）	民間事業者（会社、お店など）
不当な差別的取扱い	禁 止	禁 止
合理的配慮	法的義務	努力義務

【障がいを理由とする差別に関する相談窓口】 健康福祉課社会福祉係（電話 0826-25-0250）

または 広島県 健康福祉局 障害者支援課 自立・就労グループ

平日の 12 時～13 時を除く 8:30～17:15(電話 082-513-3165)



## 2-11

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう  
障害者虐待防止法

虐待の定義が明確にされ、発見者に対する通報義務や、市町の立入調査権限などが規定されています。【平成24年10月施行】

2

相談窓口

## ◆障害者虐待の定義

## 【障害者虐待の種類】

## ●養護者による障害者虐待

障害者のお世話・介助・金銭管理などをする、家族・同居人などによる虐待

## ●障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設などの職員による虐待（学校、保育所、医療機関を除く）

## ●使用者による障害者虐待

障害者を雇用する事業主、経営担当者などによる虐待（国、地方公共団体を除く）

## 【障害者虐待の例】

## ●身体的虐待

殴る、蹴る、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、不適切な身体拘束 など

## ●性的虐待

性的行為を強要する、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する など

## ●心理的虐待

侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、無視する など

## ●放棄・放任

食事や水分を十分に与えない、排せつの介助をしない、医療機関に受診させない など

## ●経済的虐待

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに預貯金を運用する など

## ◆障害者虐待の種類別通報窓口

虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、通報窓口へ通報しなければなりません。

（※虐待を受けた障害者本人が届出する場合も同様です。）

障害者虐待の種類	通報窓口
養護者による虐待	健康福祉課社会福祉係（電話 0826-25-0250）
障害者福祉施設従事者等による虐待	
使用者による虐待	健康福祉課社会福祉係（電話 0826-25-0250） または 広島県障害者権利擁護センター 月～水金 8:30～17:30、木 8:30～18:30 ※夜間・休日は留守番電話 （電話 082-569-5151）



## 2. 相談窓口

### 2-11

#### せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業



認知症高齢者、知的障がい及び精神障がいのある方の成年後見制度の利用を支援します。

## 2

### 相談窓口

#### 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいで判断力が不十分な方のために家庭裁判所が適任と認める方を成年後見人等に選任し本人の権利や財産を守り保護・支援する制度です。

#### 成年後見人等の仕事

- 介護サービス利用契約、施設入所契約、医療契約等について代理権を行使します。
- 本人の財産を管理します。

#### 成年後見制度の後見開始等審判についての町長申立て

##### 【支援内容】

認知症高齢者、知的障がい及び精神障がいのある方で身寄りがない方、または虐待を受けている方が成年後見制度を利用するための申立を町長が行います。

##### 【対象者】

- 町内に住所を有し、配偶者および二親等内（場合によっては四親等内）の親族が存在しない、または音信不通の状況にあり、かつ認知症、知的障がい、または精神障がいの状態にあるために、理解・判断能力が乏しく、親族から虐待を受けている方

#### 成年後見制度の利用支援

##### 【支援内容】

経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方が成年後見制度を利用する場合その費用（申立てに要する費用、成年後見等に対する報酬）について支援します。

##### 【対象者】

この支援制度の対象となる方は町内に住所を有し、次のいずれかに該当する方です。

- 生活保護受給者
- 成年後見制度利用に係る費用の支援を受けなければ利用が困難な方
- その他、町長が必要と認める方

申請窓口

健康福祉課社会福祉係

問合せ先

健康福祉課（0826-25-0250）





## 2-12

ほうじんこうけん せいねんこうけんせいと  
法人後見 (成年後見制度)



安芸太田町社会福祉協議会では成年後見制度における相談を全般的に受けるとともに、成年後見人などの業務を法人として行っています。まずはお気軽にご相談ください。

対象者	認知症や知的・精神障がい等によって、判断能力が不十分な方
申請窓口 および 問い合わせ先	安芸太田町社会福祉協議会 (電話 0826-32-2226 FAX 0826-32-2048)



2-13  
かけはし

ふくし りようえんじょじぎょう  
(福祉サービス利用援助事業)



高齢であることや障がいがあることで、自分一人で契約等の判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などのお手伝いをします。

2

相談窓口

内 容	<p>次のような日常生活の支援を行います。</p> <p>① 日常的な金銭の管理(日々の暮らしに必要なお金の出し入れ)</p> <p>② 福祉サービスの利用手続き</p> <p>③ 通帳や証書等の預かり(宝石や骨董品、貴金属類などを除きます)</p>
対 象 者	知的障がいや精神障がい、認知症などで判断能力が不十分な方
利用者負担等	<p>① 預金の出し入れ、福祉サービスの利用手続きは1回あたり1,500円(生活保護世帯は無料)</p> <p>② 通帳や印鑑、書類等の預かりは1カ月あたり1,500円</p> <p>※相談や契約書の作成までは無料、支援は有料となります。</p>
申請窓口	安芸太田町社会福祉協議会 (電話 0826-32-2226 FAX 0826-32-2048)

